

妊娠・出産・子育て

19

妊娠の届出・母子健康手帳交付

妊娠が判明した際に、妊娠の届出と母子健康手帳交付が必要となります。

対象者

- 妊娠が判明した方

手続き方法

窓口申請の場合：事前に健康推進係までご連絡ください。担当の保健師と母子手帳交付日・面談日の調整を行います。その後、窓口にお越しいただき、妊娠の届出をしてください。

電子申請の場合：ぴったりサービス(マイナポータル)から妊娠の届出をしてください。その後、担当の保健師から連絡し、母子手帳交付日・面談日の調整を行います。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

20

出産・子育て応援事業

妊娠、子育て応援が津別町で安心してできるよう保健師が相談に乗ります。
また、経済的支援も行なっています。

対象者

- 妊娠届をした方
 - 出産をした方
- ※他市町村で同様の給付金を受けている方は対象外です。

支援内容

保健師による個別の相談

- ▶合計3回(妊娠届時、妊娠8か月、産後1～2か月前後)

給付金

- ▶合計10万円(妊娠届時5万円、出産時(子ども1人につき)5万円)

申請に必要な物

- 通帳(振込先がわかるもの)

申請時期・期限

給付金の申請期限は以下のとおりです。

妊娠届時：病院を受診し、妊娠が確定してから3か月まで

産後：産後4か月まで

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

21

新生児誕生祝品

新生児が誕生した家庭に、健やかな成長を祈念し祝品をお渡しします。

対象者

- 津別町に住所がある方で、新生児を出産した方

申請に必要な物

- ありません。

内容

町内縫製工場で生産された新生児服を町内木工場が製作した経木箱に入れて贈呈

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

22

妊婦エントリーネット119



妊婦さんの出産への不安を少しでも解消するため、「出産時の陣痛や破水等が見られ」、ご自身または家族など関係者で病院へ搬送するための適当な手段がない場合や、救急車でなければ搬送不可能な場合に、救急車にて近隣の掛かりつけの産婦人科へ迅速に搬送します。なお、妊婦さんの状態によって、北見赤十字病院へ搬送する場合があります。

対象者

- 妊婦事前登録者情報届出をされている方

申請に必要な物

- 妊婦事前登録者情報届出書

内容

119番通報により迅速に病院へ搬送します。

問い合わせ先

津別消防署 電話 76-2189

23

つべびい(母子手帳・子育て支援アプリ)

妊娠中の方、子育て中（主に幼児）の方が津別町の子育て情報を受け取ったり、お子様の成長記録ができます。

対象者

妊娠中の方、子育て中の方。ご家族もご利用になれます。

内容

利用料は無料です。
上記二次元コードをご利用ください

登録に必要な物

ダウンロード時にニックネーム、お子様の生年月日、郵便番号の登録が必要になります。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

24

成人の風しんワクチン費用助成 (妊娠中の風しん予防対策)



妊娠中の方の風しん予防のため、予防接種の料金の一部を助成します。

対象者

津別町に住民票を有する以下の方

- ① 19歳～49歳の将来妊娠を希望する女性
- ② 妊婦の夫

当日に必要な物

対象者①の方は住所と生年月日が確認できるもの
対象者②の方は、奥様の母子健康手帳をお持ちください。

助成内容

- 津別病院へ直接予約をします。
- 1回目は抗体検査を実施し、その後は、ワクチンの必要な方のみ接種となります。
- 抗体検査は無料。ワクチン接種は、2,000円の自己負担となります。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

25

妊産婦健康診査費用助成



妊娠中の健診と産後の健診に必要な料金の一部を助成します。

対象者

津別町に住所があり、母子手帳の交付を受けた方

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

助成内容

- 妊婦一般健康診査受診票の交付(上限14回)
- 超音波検査受診票の交付(上限6回)
- 産婦一般健康診査受診表の交付(上限2回)
- ※ 健診の費用については、限度額を超えるものは自己負担

26

新生児聴覚検査費用助成

出生後、入院中の赤ちゃんに行われる新生児聴覚検査の費用を全額助成します。妊産婦健康診査受診票と共にお渡しします。

対象者

新生児聴覚検査時に津別町に住民票のある新生児の保護者

助成内容

新生児聴覚検査費用の全額

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

27

妊産婦通院交通費助成



妊産婦さんにご家族の経済的負担を軽減し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、妊産婦健康診断等に伴う通院交通費を助成します。

対象者

津別町に住所を有する妊婦で、津別町内から町外の産科医療機関を受診した方

※ただし、里帰り出産などで他市町村滞在中に通院した場合は除きます。

申請に必要な物

●母子健康手帳(通院記録や出生届出証明を確認します)

●通帳(振込先のわかるもの)

※出生後2か月以内に申請手続きを行ってください。

出産前に転出した場合、万が一妊娠が途中で終了した場合にも対象となりますので、2か月以内に申請手続きを行ってください。

助成内容

次に示す通院に対して、片道につき715円を助成

①妊婦健康診査のための産科医療機関への通院14回分

②出産のための産科医療機関への通院1回分

③産後1か月以内の健康診査のための産科医療機関への通院2回分

[例：715円×2(往復の場合)×(14回+1回+2回)=24,310円]

※715円は北海道が定める妊産婦安心出産支援事業費補助金交付要綱に準じた額

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

28

産後ケア事業



指定の事業所の助産師等の専門職から、産婦さんの心身のケアや子育てに関する支援を、自宅や事業所で受けられるサービスです。サービスの利用時間によってショート型、ロング型、宿泊型に分けられます。また、自宅に来てもらうことを訪問型と言います。

対象者

津別町に住所があり、産後1年以内のお母さんとお子さんで、産後ケアを必要とする方

※医療行為が必要な場合を除く

申請に必要な物

●母子手帳

支援内容

9回を上限に利用できます(宿泊型の場合は上限7回(7泊)です)。

自己負担額

▶訪問型とショート型は1回600円

▶ロング型は1回1,000円

▶宿泊型は1回(1泊)2,500円です。

(訪問型の場合は、別途交通費がかかります)

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

29

幼児歯科検診・フッ素塗布の費用助成

1歳～小学校入学前のお子さんの歯科検診・フッ素塗布の料金の一部助成を行います。

対象者

- 1歳～小学校入学前のお子さん

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

助成内容

助成券は1歳のお誕生日が近づきましたらご自宅へ送付します。

町内の歯科医院（津別病院）で、助成券を使うことができます（年2回分の助成券を交付）。

自己負担額：400円

30

子ども医療費助成制度

0歳から18歳の年度末までの子どもの医療費を助成します。

対象者

津別町に住所がある0歳から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの子ども

助成内容

- 医療費（初診時一部負担金含む）

申請に必要な物

- 健康保険証
- 領収書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

31

未就学児童通園等交通費補助事業

北海道北見バスを利用して、町内の認定こども園に通う未就学児童に対して交通費を補助します。

対象者

町内に住所がある3歳以上の1人乗車できる児童の保護者（ただし、保護者はバスの乗降場まで送迎）

内容

- 定期乗車券の運賃

申請に必要な物

- 補助金交付申請により保護者が申請

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

32

児童手当制度



中学校修了前の子どもを養育する方に手当を支給します。

対象者

0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の子どもを養育している方

申請に必要な物

- 認定請求書の提出（公務員の方は勤務先で手続）
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

助成内容

助成額（1人/月額）

※ただし、所得制限の限度額以上の方は、5,000円または助成対象外となります。

- 0歳～3歳未満
一律 15,000円
- 3歳～小学生
第1子・第2子 10,000円
第3子以降 15,000円
- 中学生
一律 10,000円
- 支出期日
2月、6月、10月

33

特別児童扶養手当制度



精神や身体に障がいの有する児童を監護、養育している方に、福祉の増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給します。

対象者

20歳未満の障がいの状態にある方の父か母、または父母に代わって児童を養育している方で、北海道知事の認定を受けた方

支援内容

障がい児1人につき月額

- ▶1級 55,350円
- ▶2級 36,860円

申請に必要な物

- 所定の申請書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの
- 所定の診断書
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

34

児童扶養手当



ひとり親家庭や親と一緒に生活していない子どもを養育する家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ります。

対象者

18歳の年度末(障がい児の場合は20歳未満)までの児童で、以下に該当する方

- 父母が婚姻を解消した児童を養育するひとり親
- 父または母が死亡した児童を養育するひとり親
- 父または母の生死が明らかでない児童を養育するひとり親
- 婚姻によらないで生まれた児童等を養育するひとり親

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

支援内容

- 子ども1人の場合、全部支給で月額43,070円
一部支給は、所得に応じて月額43,060円から10,160円まで
- 第2子については、全部支給で10,170円を加算しますが、一部支給は月額10,100円から5,090円を加算
- 第3子以降は、1人増すごとに月額6,110円を加算しますが、一部支給は6,100円から3,050円を加算

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

35

乳幼児養育手当



0歳から1歳の誕生日を迎えるまでは毎月10,000円を支給し、1歳から3歳の誕生日を迎えるまでは、毎月5,000円を支給します。

対象者

- 0歳児の乳児の保護者
 - 1歳児から2歳児の幼児の保護者
- ※生活保護世帯を除く

支援内容

誕生した翌月から1歳の誕生日を迎える月まで毎月10,000円を口座振り込みにて支給。
1歳から3歳の誕生日を迎える月まで毎月5,000円を商品券にて支給。転入の場合、転入日が属する月の翌月分より支給。

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

対象者

- 0歳～小学校就学前のお子さんと保護者の方
(里帰り中など町外の方の利用も可能です)

問い合わせ先

こどもの杜 子育て支援センター
電話 77-3337 内線 15

申請に必要な物

こどもの杜 子育て支援センターへお問い合わせください。

内容

認定こども園こどもの杜に併設しています。

●開館：火～土曜日 午前9時30分～午後4時(月1回月曜日も開館しています)。利用料はかかりません。

●「親子で自由に遊べる場」、「同年代～異年齢まで色々な人と出会える場」、「育児の情報交換や学び場」として、子育て講座やミニ講座、育児相談、年齢に合わせた遊びなどを行っています。

認定こども園 こどもの杜 (入園について)



幼稚園と保育所機能を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園こどもの杜」の詳しい教育・保育内容は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】幼保連携型認定こども園こどもの杜 電話 77-3231

なお、入園には町が発行する「支給認定証」の取得が必要となります。

対象者

- 教育(1号認定という)を希望する場合、お子さんが満3歳以上であることが条件です。
- 保育(2号認定または3号認定という)を希望する場合、保護者が次の条件のどれかに該当する必要があります。

- ①保護者が就労しているため
- ②妊娠・出産のため
- ③保護者の疾病または障がいのため
- ④災害復旧のため
- ⑤求職活動のため
- ⑥就学または職業訓練のため
- ⑦虐待やDVの恐れがあるため
- ⑧育児休業中の継続利用のため
- ⑨その他町が認める事項

※保育(2号または3号)認定の場合、1か月の就労時間やその他申立事項により、「標準時間認定」と「短時間認定」を通知します。1日の保育時間(降園時間の違い)や利用者負担額に違いがあります。

内容

- 利用者負担額の軽減
- 給食費の無償化

申請に必要な物

- 支給認定証の申請書
- 勤務(就労)証明書または申立書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

認定こども園 こどもの杜(取り組み事業)

認定こども園こどもの杜では、通常の教育・保育事業と合わせて「一時預かり事業」、「延長保育事業」、「一時保育事業」、「病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)」を実施しています。

対象者

一時預かり事業

▶教育(1号認定)の児童

延長保育事業

▶保育(2号認定および3号認定)児童

一時保育事業

▶生後6か月から小学校就学前の児童で、①～③のどれかに該当する場合

①児童および保護者が津別町に住所を有していること

②津別町出身で、出産等により一時的に里帰りした保護者の児童

③こどもの杜が認める児童

病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)

▶こどもの杜に登園後、体調不良となった児童を保護者等が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童

内容

一時預かり事業

▶降園時間以降(午後2時～5時)の預かり、土曜日または休業中は午前9時～午後5時まで

延長保育事業

▶降園時間後から30分間

一時保育事業

▶こどもの杜開設時間中に児童を預かり、週3日以内かつ月12日以内の利用

病時・病後児保育事業(体調不良児対応型)

▶こどもの杜に常駐の看護師が適切な対応を行います。

申請に必要な物

認定こども園 こどもの杜へお問い合わせください。

問い合わせ先

こどもの杜 電話 77-3231

フッ化物洗口

幼少期より増加している虫歯を予防するため、フッ化物を用いた集団的および継続的な洗口を行います。

対象者

町内のこども園および小学校に在籍する4歳以上の幼児、児童のうち、保護者から希望があった方

内容

- こども園に在籍する方は、週5回法(フッ化物濃度250ppm)
- 小学校に在籍する方は、週1回法(フッ化物濃度900ppm)

申請に必要な物

こども園…申込書

小学校……学校から案内・申請等が保護者へ送られます。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口または
生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
(中央公民館内)